

健康おかやま21協賛事業要領

1 趣旨

岡山県では、県民一人ひとりが快適で充実した人生を過ごすことができるよう「健康おかやま21」を推進していますが、より一層の推進を図るためには関係機関・団体等と県民が連携し、みんなで人と人のつながりを深めながら、健康づくりを実践し定着することが大切です。

このため、県内において、地域で活動をしている各種団体や学校、企業、市町村等が行う健康づくり事業のなかで、「健康おかやま21」を推進する目的に沿って実施される事業を健康おかやま21協賛事業（以下「協賛事業」といいます。）として募集します。

2 協賛事業の要件

協賛事業は、次の要件を満たす事業とします。

(1) 事業主体について

事業主体は、次の各号のいずれかに該当する者とします。

- ア 団体
- イ 学校等
- ウ 県及び市町村（公社、公団等を含む。）
- エ 企業
- オ 公益法人（宗教法人を除く。）
- カ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関
- キ その他、上記各号に準ずる団体等

(2) 事業内容について

事業の内容が、次の各号に合うものとします。

- ア 事業の内容が「健康おかやま21」の趣旨に沿うもの
- イ 事業が一般の人に公開されるもの
- ウ 政治的・宗教的目的を有しないもの
- エ 営利を主たる目的としないもの
- オ 事業の実施に当たっては、事故防止対策、公衆衛生対策などに十分な措置が講ぜられているもの

3 協賛事業の認定申請

協賛事業の認定を受けようとする者は、当該事業が実施される期日の2週間前までに、「健康おかやま21協賛事業 申請書」（様式第1号）を健康おかやま21推進会議（事務局：岡山県保健医療部健康推進課、以下「推進会議」といいます。）に提出してください。

4 協賛事業の決定

申請された事業内容について審査し、要件を満たす場合には、推進会議は協賛事業とし

て認定し、申請者に文書でお知らせします。

5 協賛事業の表示

- (1) 認定された事業は、推進会議認定の協賛事業としてその旨表示してください。
- (2) 健康おかやま21シンボルマーク「おっピー」を使用することができます。
- (3) プレス発表を希望する場合は、発表を行います。



6 実施報告

協賛事業を実施した者は当該事業の終了後、1か月以内に「健康おかやま21協賛事業実施報告書」（様式第2号）を推進会議に提出してください。

7 表彰

申請のあった協賛事業のうち、特に先駆的取り組みや模範となる事業については、表彰を行うとともに、岡山県のホームページに掲載することで広く活動を紹介し、健康おかやま21の推進を図ります。